

九州地方整備局事業評価監視委員会
(平成20年度第3回)の議事概要について(速報)

■開催日時：平成20年12月15日(月) 13:30~17:00

■開催場所：第三博多借成ビル 4階大会議室

■主な議事

再評価対象事業の審議 [河川3事業、公園1事業]

- ・川内川河川改修事業 (鹿児島県・宮崎県)
- ・肝属川河川改修事業 (鹿児島県)
- ・松浦川改修事業 (佐賀県)
- ・国営海の中道海浜公園 (福岡県)

事後評価対象事業の審議 [河川6事業、港湾1事業]

- ・川内川床上浸水対策特別緊急事業(川内川上流) (鹿児島県)
- ・番匠川床上浸水対策特別緊急事業(脇排水機場) (大分県)
- ・五ヶ瀬川床上浸水対策特別緊急事業(松山地区・小峰地区) (宮崎県)
- ・菊池川水系木葉川災害復旧等関連緊急事業 (熊本県)
- ・白川特定構造物改築事業(代継橋) (熊本県)
- ・肝属川直轄総合水系環境整備事業(串良川浄化事業) (鹿児島県)
- ・中津港(田尻地区)複合一貫輸送ターミナル整備事業 (大分県)

なお、議事概要についての詳細は、別紙のとおりとなります。

<問い合わせ先>

国土交通省九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)

- | | | | |
|---------|------------|-------|-----------|
| ○事業評価全般 | 地方事業評価管理官 | 枝川 眞弓 | (内線 2118) |
| | 企画部 建設専門官 | 川口 芳人 | (内線 3156) |
| ○河川事業関係 | 河川部 河川計画課長 | 朝田 将 | (内線 3611) |
| | 河川環境課長 | 石川 博基 | (内線 3651) |
| ○公園事業 | 建政部 建設専門官 | 平塚 勇司 | (内線 6115) |
| ○港湾事業 | 港湾空港部 | | |
| | 港湾計画課長 | 濱口 信彦 | (内線 320) |

九州地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度 第3回）
議 事 概 要 （ 速 報 ）

○日 時 平成20年12月15日（月）13：30～17：00

○場 所 福岡市博多区 第三博多借成ビル 4階大会議室

○出席者

- ・ 委 員 善委員長、秋山委員、小野委員、木原委員、田中委員、野見山委員
- ・ 整備局 岡本 局長、佐藤 副局長、上田 総務部長、森北 企画部長、藤澤 河川部長
梶原 港湾空港部長、中島 建政部長、川元 営繕部長、鎗田 用地部長
野口 道路部長 他

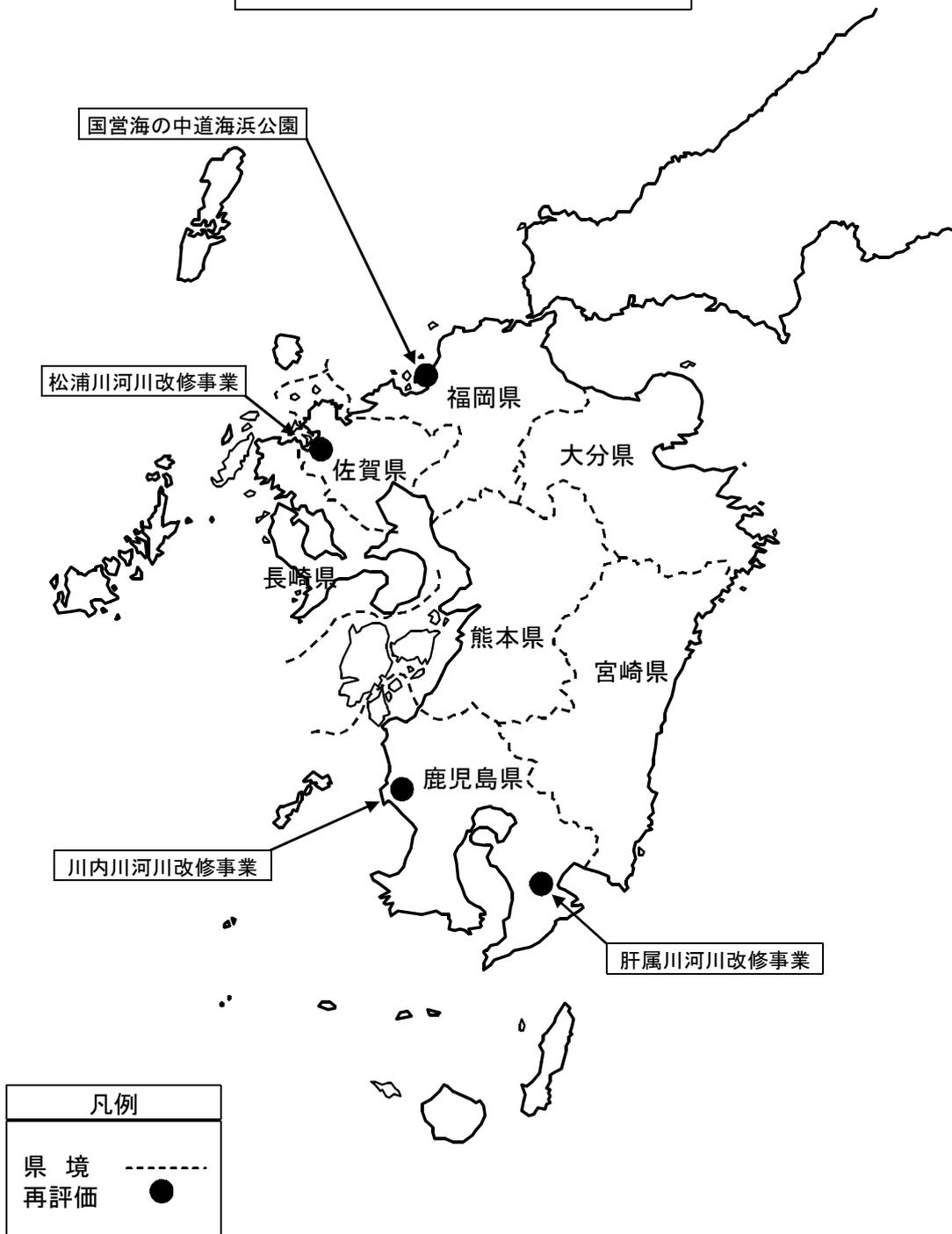
○資 料

- ・ 資 料－1 議事次第
- ・ 資 料－2 九州地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度 第3回）座席表
- ・ 資 料－3 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・ 資 料－4 平成20年度第3回委員会 事業再評価（河川3事業、公園1事業）
事後評価（河川6事業、港湾1事業）

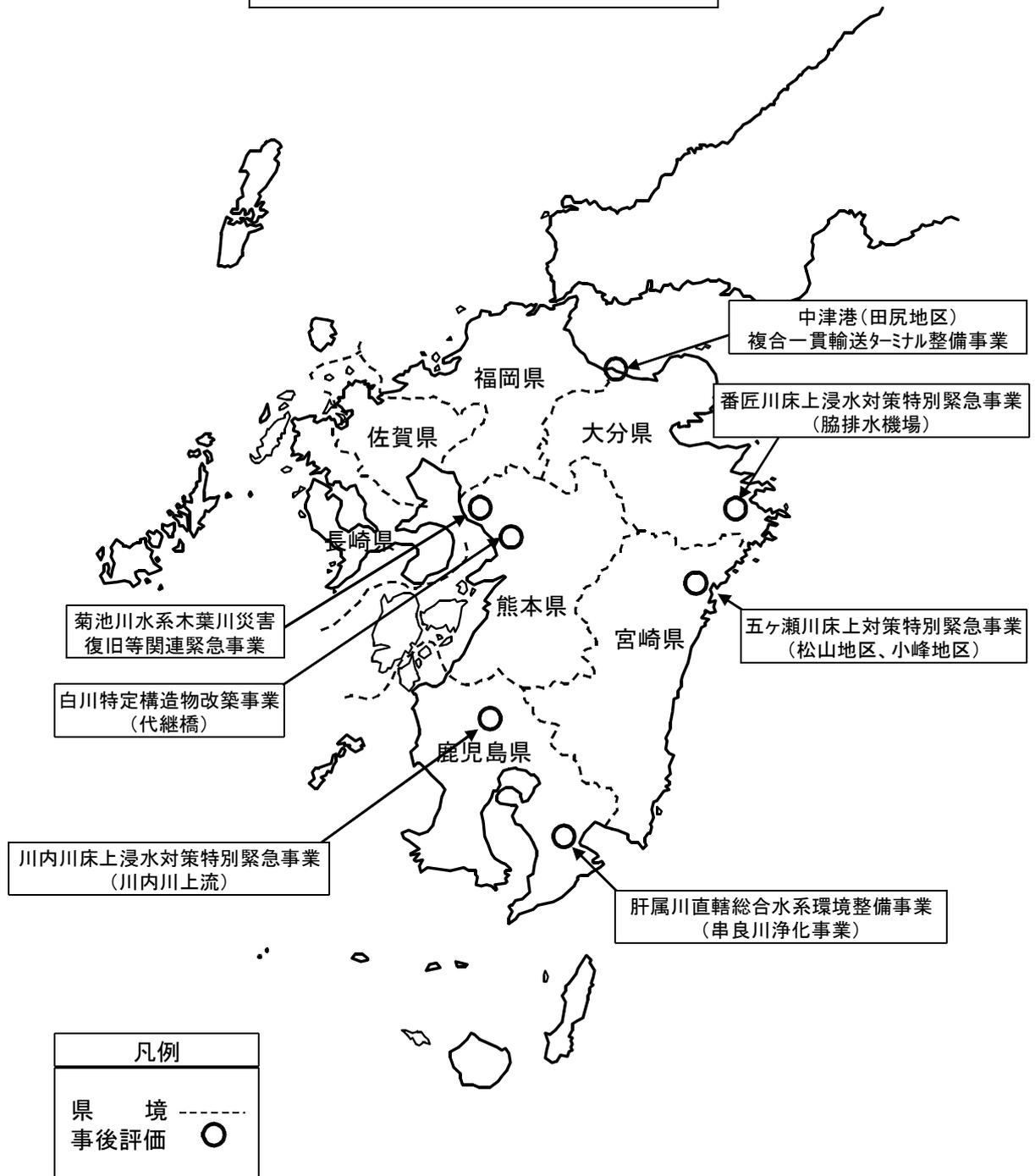
○議 事

1. 開 会
2. 出席者の紹介
3. 第2回委員会附帯事項について
4. 対象事業の審議
 - 1) 重点審議事業の選定説明
 - 2) 再評価対象事業の説明、審議（河川3事業、公園1事業）
 - ・ 川内川河川改修事業
 - ・ 肝属川河川改修事業
 - ・ 松浦川河川改修事業
 - ・ 国営海の中道海浜公園
 - 3) 事後評価対象事業の説明・審議（河川事業6事業、港湾事業1事業）
 - ・ 川内川床上浸水対策特別緊急事業（川内川上流）
 - ・ 番匠川床上浸水対策特別緊急事業（脇排水機場）
 - ・ 五ヶ瀬川床上浸水対策特別緊急事業（松山地区、小峰地区）
 - ・ 菊池川水系木葉川災害復旧等緊急事業
 - ・ 白川特定構造物改築事業（代継橋）
 - ・ 肝属川直轄総合水系環境整備事業（串良川浄化事業）
 - ・ 中津港（田尻地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業
5. 閉 会

位置図(再評価)



位置図(事後評価)



九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

- あきやま じゅいちろう
○秋山 壽一郎 九州工業大学工学院工学研究院教授
- あさの なおひと
浅野 直人 福岡大学法学部教授
- いのうえ のぶあき
井上 信昭 福岡大学工学部教授
- おの ゆういち
小野 勇一 九州大学名誉教授(北九州市立いのちのたび博物館館長)
- きはら たかし
木原 隆司 九州大学大学院経済学研究院教授
- ぜん こうき
◎善 功企 九州大学大学院工学研究院教授
- たなか こうじ
○田中 浩二 (社)九州経済連合会 副会長
- のみやま みちこ
野見山 ミチ子 NPO直方川づくりの会理事長

※◎印：委員長

○印：副委員長

(五十音順、敬称略)

○第2回委員会の附帯事項について

前回委員会の附帯事項であったTCM調査におけるアンケート調査を基にした来訪者数の算定プロセスについて説明を行った。

○重点審議事業の選定説明

本日の審議事業における重点審議事業、要点審議事業の選定理由について、善委員長、小野委員より説明を行った。

○審議結果

事務局より再評価対象事業（河川3事業、公園1事業）について説明し、審議を行った。

【川内川河川改修事業】・・・事業継続

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。
- 委員からの意見
 - ・河川激甚災害対策特別緊急事業にあたっては、事業規模が大きく環境への影響も心配される。
 - ・今後の再評価にあたっては、河川環境等へ配慮した取り組み内容を紹介すること。

【肝属川河川改修事業】・・・事業継続

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。
- 委員からの意見
 - ・新たに加わった堤防強化の目的、内容等について次回委員会にて説明すること。

【松浦川河川改修事業】・・・事業継続

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。
- 委員からの意見
 - ・特に無し。

【国営海の中道海浜公園】・・・事業継続

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。
 - 委員からの意見
 - ・計画理念に掲げている「地区の風土を生かす」「自然保全と利用施設との調和」について、引き続き整備計画に反映しながら事業に取り組んでいただきたい。
- 従来から整備計画を策定する際には、学識経験者からなる委員会を設置し、地区の風土や自然環境を活かした施設整備内容等を検討しているところ。

事務局より事後評価対象事業（河川6事業、港湾1事業）について説明し、審議を行った。

【川内川床上浸水対策特別緊急事業（川内川上流）】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。
- 委員からの意見
 - ・ソフト対策の取り組みについて継続して実施していくこと。

【番匠川床上浸水対策特別緊急事業（脇排水機場）】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。
- 委員からの意見
 - ・事業費の縮減が図られた事例として、今後の同種事業にも反映すること。

【五ヶ瀬川床上浸水対策特別緊急事業（松山地区、小峰地区）】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

【菊池川水系木葉川災害復旧等関連緊急事業】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

【白川特定構造物改築事業（代継橋）】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

- 委員からの意見

- ・ 事業費の増加要因について十分に分析し、今後の事業へ反映させるよう取り組むこと。

【肝属川直轄総合水系環境整備事業（串良川浄化事業）】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

- 委員からの意見

- ・ 今後の同種事業については、施設整備や維持管理について地元との役割分担を検討すること。

【中津港（田尻地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業】

- 審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

- 委員からの意見

- ・ 「同種事業の計画・調査のあり方の見直しについて」の表現を分かりやすく修正すること。

**九州地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度 第3回）
議 事 概 要**

○日 時 平成20年12月15日（月）13：30～17：00

○場 所 福岡市博多区 第三博多借成ビル 4階大会議室

○出席者

- ・ 委 員 善委員長、秋山委員、小野委員、木原委員、田中委員、野見山委員
- ・ 整備局 岡本 局長、佐藤 副局長、上田 総務部長、森北 企画部長、藤澤 河川部長
梶原 港湾空港部長、中島 建政部長、川元 営繕部長、鎗田 用地部長
野口 道路部長 他

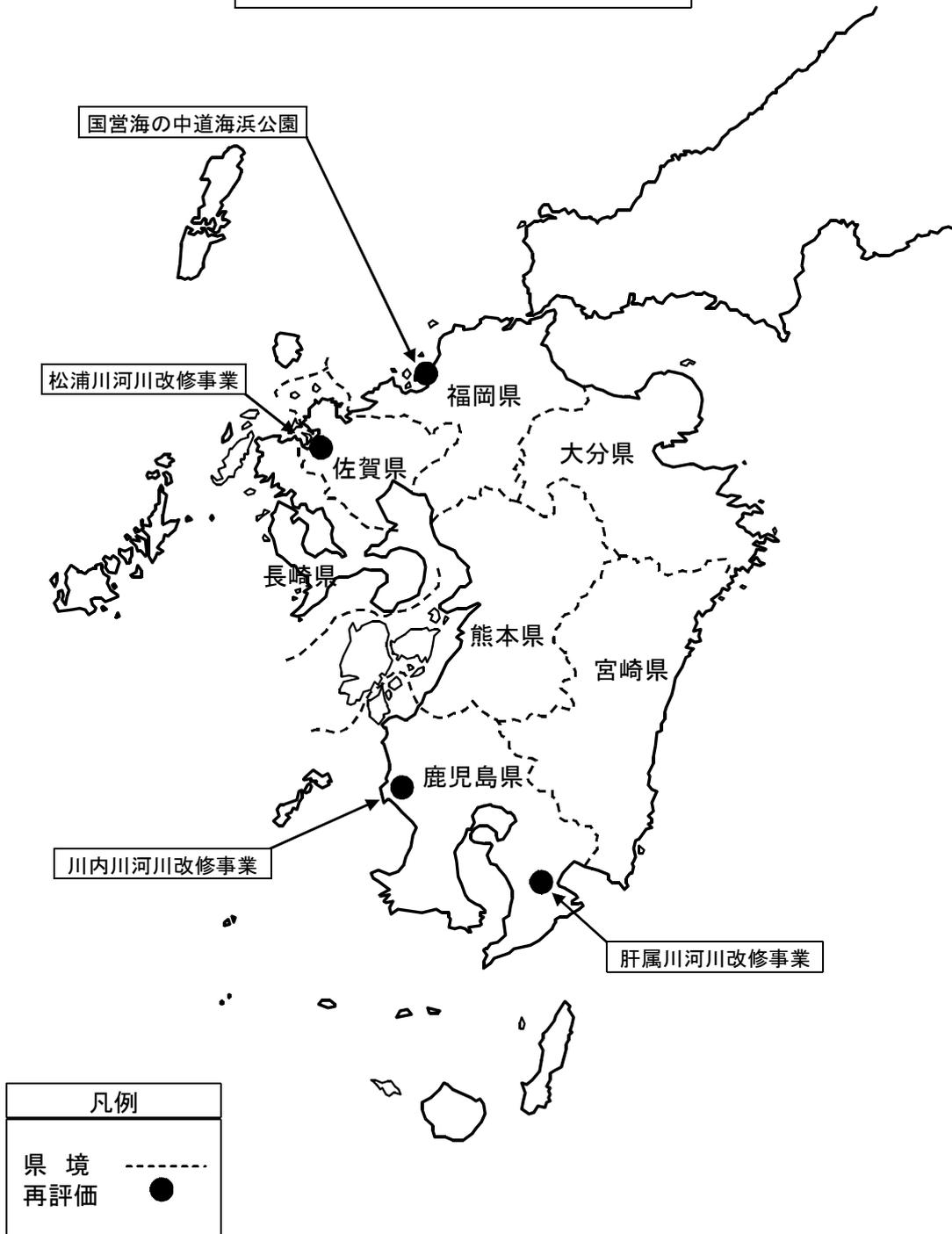
○資 料

- ・ 資 料－1 議事次第
- ・ 資 料－2 九州地方整備局事業評価監視委員会（平成20年度 第3回）座席表
- ・ 資 料－3 九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿
- ・ 資 料－4 平成20年度第3回委員会 事業再評価（河川3事業、公園1事業）
事後評価（河川6事業、港湾1事業）

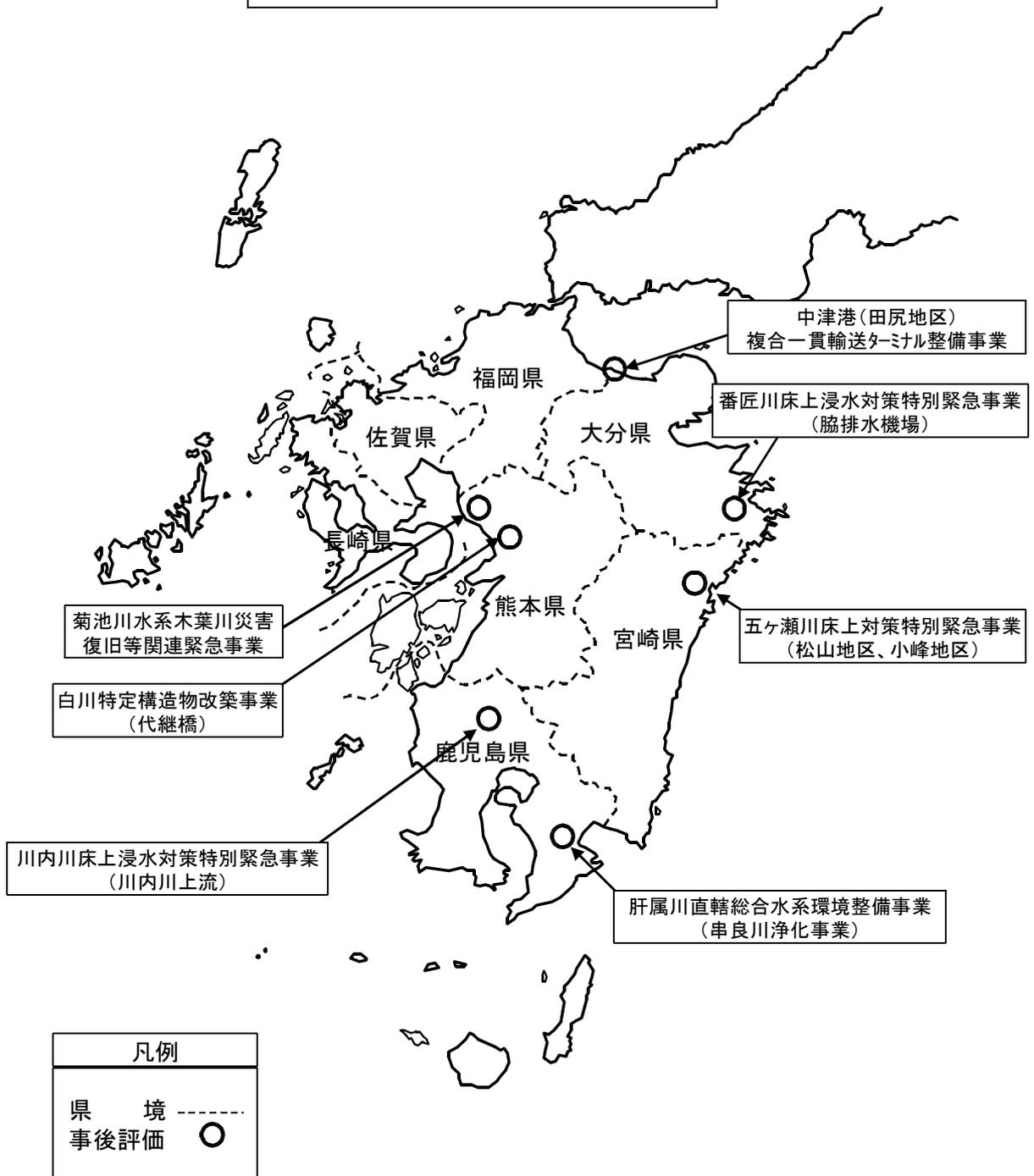
○議 事

1. 開 会
2. 出席者の紹介
3. 第2回委員会附帯事項について
4. 対象事業の審議
 - 1) 重点審議事業の選定説明
 - 2) 再評価対象事業の説明、審議（河川3事業、公園1事業）
 - ・ 川内川河川改修事業
 - ・ 肝属川河川改修事業
 - ・ 松浦川河川改修事業
 - ・ 国営海の中道海浜公園
 - 3) 事後評価対象事業の説明・審議（河川事業6事業、港湾事業1事業）
 - ・ 川内川床上浸水対策特別緊急事業（川内川上流）
 - ・ 番匠川床上浸水対策特別緊急事業（脇排水機場）
 - ・ 五ヶ瀬川床上浸水対策特別緊急事業（松山地区、小峰地区）
 - ・ 菊池川水系木葉川災害復旧等緊急事業
 - ・ 白川特定構造物改築事業（代継橋）
 - ・ 肝属川直轄総合水系環境整備事業（串良川浄化事業）
 - ・ 中津港（田尻地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業
5. 閉 会

位置図(再評価)



位置図(事後評価)



九州地方整備局事業評価監視委員会 委員名簿

- あきやま じゅいちろう
○秋山 壽一郎 九州工業大学工学院工学研究院教授
- あさの なおひと
浅野 直人 福岡大学法学部教授
- いのうえ のぶあき
井上 信昭 福岡大学工学部教授
- おの ゆういち
小野 勇一 九州大学名誉教授(北九州市立いのちのたび博物館館長)
- きはら たかし
木原 隆司 九州大学大学院経済学研究院教授
- ぜん こうき
◎善 功企 九州大学大学院工学研究院教授
- たなか こうじ
○田中 浩二 (社)九州経済連合会 副会長
- のみやま みちこ
野見山 ミチ子 NPO直方川づくりの会理事長

※◎印：委員長

○印：副委員長

(五十音順、敬称略)

○第2回委員会の附帯事項について

前回委員会の附帯事項であったTCM調査におけるアンケート調査を基にした来訪者数の算定プロセスについて説明を行った。

○重点審議事業の選定説明

本日の審議事業における重点審議事業、要点審議事業の選定理由について、善委員長、小野委員より説明を行った。

○審議結果

事務局より再評価対象事業（河川3事業、公園1事業）について説明し、審議を行った。

川内川河川改修事業】・・・事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見

- ◆ 全体的な事業の進め方として、自然環境に配慮した事業の工法を採用しているとの説明であるが、宮之城地区における環境影響評価の結果を教えて欲しい。
- 事務局 : 事業を進めるにあたり、委員会を設立し調査データを基に学識者等のご意見を伺いながら進めているが、法に基づく環境影響評価は実施していない。
- ◆ 前回評価から事業費が変化しているが、自然環境の保全のために増えた費用はあるのか。
- 事務局 : 自然環境の保全を目的とした項目で費用を積み上げてはいないが、事業を進める上で必要な対応を実施していく。
- ◆ 環境保全に必要な費用として事業費に計上できないか。
- (事務局) 環境調査等の費用は計上している。
- ◆ 分水路掘削に関し、河床の安定性などは具体的にどのような検討をしているか。
- (事務局) 分水路掘削による土砂堆積の分析は、模型実験等により検討している。
- ◆ 土砂管理については慎重に検討して頂きたい。
- (事務局) 事業完成後においても、モニタリング等を実施する予定としている。
- ◆ 再開発事業によりダム上流の水位が変わり、土砂動態が変化するのではないか。
- (事務局) ダム容量は変更となるが、ダム上流の水位は変わらない。
- ◆ 河川は外来種を運ぶ道具である。分水路委員会の中でアレチハナガサ等外来種へ対する検討はなかったのか。
- (事務局) 分水路は洪水時の流速が大きいいため、水が流れる区間は景観に考慮した石張りを予定しており、外来種等の植生は繁茂しにくい状況であると考えられる。
- ◆ 外来種の進入を防ぐためには、分水路に平常時も水を流し冠水頻度を高める方法もある。
- (事務局) 平常についても現在検討している。
- ◆ 自然環境に対する取り組みに関して、どの程度の費用を要するのか示した方が一般的にも解りやすい。
- (事務局) 事業の実施にあたっては多自然工法を取り入れることを前提として進めている。そのため、事業全体として環境的な要素も含まれた事業費となっており、環境だけ分離した費用を計上することは困難。
- (事務局) 激特など再度災害防止であっても環境の学識者の意見を聞きながら進めている。大淀川、北川の激特事業も事業進捗と同時並行で意見を聞きながら環境に配慮した取り組みを行っている。
- ◆ 環境保全に要する費用を抜き出すのは難しいと考えられる。環境に配慮している事例等を示して説明するなど工夫すれば良いのではないか。
- (事務局) 今後の再評価にあたっては、河川環境等へ配慮した取り組み内容を紹介するなど説明資料へ反映していきたい。
- ◆ 河川激甚災害対策特別緊急事業にあたっては、事業規模が大きく環境への影響も心配される。環境のことも記載された方が一般的にも説明し易いので、今後の再評価にあたっては、河川環境等へ配慮した取り組み内容を紹介すること。

【肝属川河川改修事業】・・・事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見

- ◆ 前回評価以降、堤防の質的強化の実施が追加となっているが、事業費については変更となっていないため、説明が不十分である。
(事務局) 堤防の質的強化には1億円程度を見込んでいるが、その分はコスト縮減等で対応可能と考えている。
- ◆ 事業を追加するのであれば、堤防の質的強化対策が必要な理由を説明すべき。
(事務局) 次回委員会で内容を説明したい。
- ◆ 新たに加わった堤防強化の目的、内容等について次回委員会にて説明すること。

【松浦川河川改修事業】・・・事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見

- ◆ 整備の目的には、平成2年と平成18年の両洪水への対応と書かれているが、整備水準を決める上で目標とする洪水は平成18年出水ということで良いか。
(事務局) 前回評価時は平成2年対応としていたが、今回評価では平成18年対応が追加となった。
- ◆ 目標流量が基準地点松浦橋で100ト/秒程度の増加に対し、事業費が倍に増加している要因は何か。
(事務局) 100ト/秒増加することによる影響は、河口部付近では少ないが上流部では川幅が狭く、水位に換算すると50～60cmに相当する。
そのため、築堤や掘削に要する事業量が増加したことで費用も増加したもの。

【国営海の中道海浜公園】・・・事業継続

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、事業継続で了承された。

委員からの意見

- ◆ 計画理念に「地区の風土を生かす」、「自然保全と利用施設との調和」と書かれているが、それを実現するため具体的にはどのような事を行っているのか。
(事務局) この地域の特徴的な風土である「白砂青松の海岸線」やその他の豊かな自然を保全し生かすため、整備計画を策定する際には、動植物調査や学識経験者からなる委員会を設置しご審議頂くこと等を通じて施設整備内容等を検討している。
- ◆ 従来からある動植物の生息環境は、施設整備を行う以上、ある程度の改変はやむを得ないと理解しているが、本来そこにあるものを取り込んで調和を図ることが重要である。自然の生かし方を整備計画に取り込んで事業を進めて頂きたい。
(事務局) ご意見を踏まえ、今後とも整備計画を策定する際には、この地域の風土や自然環境を生かした施設整備内容等の検討に取り組んで参りたい。
- ◆ B/Cの算定手法として説明された「旅行費用法」と「効用関数法」について、算定方法を教えて頂きたい。また、今回アンケート調査を行っていただければその内容を教えて頂きたい。
(事務局) (算定方法について説明) 今回は大規模公園費用対効果分析マニュアルに沿って需要関数を導出しているのでアンケート調査は行っていない。
- ◆ 至極真つ当な手法であると思うが、公園特有の算出方法だと思うので、後ほどマニュアルを頂きたい。
- ◆ 審議時間の制約もあるので、後ほどマニュアルを提出頂く事にしたい。

- ◆ 公園区域に白地部分があるが、ここはどうなっているのか。
(事務局) 昭和47年に米軍基地が返還されたあと、他の公共施設との調整が図られたようである。現在、白地部分は航空管制の適地という事で大阪航空局の施設や法務省関係の施設など、他の公共施設用地として利用されている。

事務局より事後評価対象事業（河川6事業、港湾1事業）について説明し、審議を行った。

【川内川床上浸水対策特別緊急事業（川内川上流）】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 平成9年洪水対応として事業完了しているが、仮にこの事業を実施しなかった場合、平成18年出水でどの程度被害が想定されるか分析しているか。
(事務局) 栗野地区については轟狭窄部を開削したことにより浸水被害の軽減が図られており、床対事業の効果がみられた。
- ◆ 床対事業の実施により被害軽減が図られたのであれば、事業効果をアピールすべきである。
- ◆ 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性で「ソフト対策【情報治水】について考えることが必要である。」とのことであるが、具体的に今考えていることがあるのか。
(事務局) H18出水以降、ソフト対策を検討する推進協議会等、市と一体となりアクションプログラムの策定等取り組んでいる。
また、住民へのアンケート調査結果ではTVから情報が重要であることが分かったことから、マスコミ等との勉強会も実施している。
今後も様々なソフト対策に取り組んでいきたい。
- ◆ ソフト対策の取り組みについて継続して実施して頂きたい。

【番匠川床上浸水対策特別緊急事業（脇排水機場）】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 約1億円のコスト縮減が図られたことは十分に評価して良い。
- ◆ 同種事業へ活かされるよう「同種事業の調査・計画のありかた」の部分にコスト縮減に関する内容を記載すべきである。

【五ヶ瀬川床上浸水対策特別緊急事業（松山地区、小峰地区）】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 事業完了後において、洪水は発生したのか。
(事務局) 想定している規模の出水は発生していない。
- ◆ シュミレーションでは被害はないか。
(事務局) 計算上は被害が発生しないことが確認できる。

【菊池川水系木葉川災害復旧等関連緊急事業】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 災害復旧等関連緊急事業（復緊）とはどのような事業か。
（事務局） 一事業について説明一
- ◆ 事業実施による環境の変化の説明写真の撮影位置が違いすぎる。施工後の写真は施工前と同じ方向からの写真でないと比較出来ない。
（事務局） 同じ方向からの写真としたい。

【白川特定構造物改築事業（代継橋）】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 騒音対策等で事業費が上がっているとの説明だが、市街部での工事であり、騒音震動対策は当初から想定できないことでもない。
コスト増の要因について分析し、今後の同種事業に反映すべきである。
（事務局） 事前に事業箇所周辺の状況等を踏まえた計画となるよう、今後の同種事業に反映していきたい。
- ◆ 事業費の増加要因について十分に分析し、今後の事業へ反映させるよう取り組むこと。

【肝属川直轄総合水系環境整備事業（串良川浄化事業）】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ BOD経年変化グラフで平成15年度の値が低いのはなぜか。
（事務局） 平成15年は工事の関係で水質が悪い時期に水質調査が出来なかったためである。
- ◆ 浄化施設の維持管理費はどのようにしているのか。
（事務局） 維持管理費は、ブロー点検費と排泥処理費等で400万円、電気代で600万円程度であり国が実施している。但し、上流の清流ルネッサンスⅡの地区については地元負担を求めているところである。
- ◆ 水質が悪いのはでんぷん工場で原因者が特定されている。原因者負担はないのか。
（事務局） でんぷん工場も水質汚濁の一つの要因である。工場排水等は水質汚濁防止法等で規制しており、規制内であるが一定規模以下の零細な事業者までは規制で縛りはない。自治体、河川管理者それぞれでやれるところをやっけていこうとしている。
- ◆ でんぷん工場排水はMAXでどのくらいか。
（事務局） 日平均で120mg/lとなっている。
- ◆ 事前説明では中小規模の事業所には規制がかからないと聞いた。地元負担させる事も必要ではないか。
（事務局） 今後、同種事業の採択や維持管理については、国と地方の役割分担を踏まえながら検討していくことを記載している。
- ◆ 費用対効果算定では、工場で水質対策を実施したらどれくらい費用がかかるか算定する方法もあるのではないか。
- ◆ 今後の同種事業については、施設整備や維持管理について、地元との役割分担については今後検討すること。

【中津港（田尻地区）複合一貫輸送ターミナル整備事業】

■審議の結果、対応方針（原案）どおり、了承された。

委員からの意見

- ◆ 今回のサブプライム問題で自動車産業は落ち込んでいるが、どのように考えているか。
- (事務局) 背後に立地している企業は主として国内向け軽自動車を扱っており、先日、ヒアリングを行った結果だと特段影響は出ていないという事である。今回は一過性のものであり将来的には回復するということや、普通車から軽自動車に乗り換えの需要もあるということで特段影響はないと聞いている。
- ◆ おそらくこの企業のみ、その関連企業のみが使っている状況に今はなっていると思うが、1社のためにインフラ整備をするのかと言われかねない。利用者負担としてバス使用料をとっているのだろうが、この事業に対する利用者負担というものを本来は考えるべきだと思う。つまり、もともと想定されていたのはおそらくこの企業なのだろうから、それをすべて国費から出すのはいかがなものか。
- (事務局) 完成自動車だけを扱う岸壁とは当初から思っておらず、現在も完成自動車以外の貨物を扱う企業にヒアリングをしており、背後に既に立地している日田のビール会社、宇佐の焼酎会社は、今は神戸から空容器を陸送で運んでいるようだが、たとえば背後の道路が整備されるなどインフラ整備が整えば中津港を使いたいと言っている。当初から完成自動車だけを想定したものではない。
- ◆ 委員の意見はこの港に限らず、港湾整備全般にあるような疑問だと思う。先ほど説明のあったとおりこの事業の主たる受益者は某企業であるが、そのような事業は他にもある。港湾整備の場合は企業活動と密接に関係しているので、どうしても主たる代表の利用者はある特定企業という公共バスは他にもある。特定企業が内部コストで専用バスを整備して、企業の事業活動が成立するのであれば非公共バスとして整備される。しかしそのコストを内部化すると企業の事業活動が成立しない場合は公共バスとなる。その場合は専用岸壁がないということで排他的な利用はせず、他の貨物も利用でき、将来的にはそのような利用が見込まれてれば、対象貨物が特定企業であっても公共事業でやっていくというのが港湾整備事業の全体の考え方である。そうしないと企業活動そのものが成り立たない、あるいは地域の発展が出来ないというのが根底にあってそのような考え方をとっている。
- ◆ そこは一件一件、財務省と新規採択時に協議しながら、認められるものは認められる。それが何故いいのかというと、今われわれのB/Cの議論では輸送コストの削減だけを便益としてみているが、他にも地元には法人税が落ち、雇用も創出され、貨幣換算していない効果もたくさんあるため、これは税金で投資する価値はあるという判断の元でそのような制度になっている。
- ◆ 「同種事業の計画・調査のあり方の見直しについて」に書かれている文章の意味がわかりにくい。
- ◆ 「同種事業の計画・調査のあり方の見直しについて」の表現を分りやすく修正して頂きたい。
- (事務局) 修正したい。